

議案第40号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年8月29日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例

東郷町都市計画税条例（昭和42年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則中第17項を第18項とし、第16項を第17項とする。

附則第15項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「第10項及び第11項」を「第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項の「農地」を「附則第13項の「農地」に、「附則第12項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則中第13項を第14項とし、第12項を第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準の特例措置の割合を4分の3とすること。（附則第6項関係）
- (2) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行すること。